

2016年4月1日以降始期契約用

自転車向け保険(パーソナル総合傷害保険)をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

この重要な事項のご説明では、自転車向け保険(パーソナル総合傷害保険)に関する重要な項目「契約概要」「注意喚起情報」等について説明しています。

ご契約時に必ずお読みいただき、お申し込まざきりますようお願いいたします。被保険者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご確認ください。

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険料**(パーソナル総合傷害保険(交通事故型))・**特約**によって変わります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。特約については「ご契約のしおり(特約)」等でご確認ください。事前に必要な場合は、自転車向け保険専用ガイドをお読みください。

※「ご契約のしおり(特約)」は、ご契約後、被保険者とともにお届けします。ご契約の手続きから1か月を経過しても被保険者が届かない場合は、自転車向け保険専用ガイドまでお問い合わせください。

くどい注意! この欄は「自転車向け保険」としてあります。傷害保険は自転車にかかわらない「交通事故によるケガ」も対象となります。

また、日常生活保険的では、自転車による障害者並みの日常生活中の障害事故も対象となります。

契約概要 保険商品の内容をご確認いただくための事項

注意喚起情報 ご契約時に~~被保険者~~にとって不利になる事項等、特にご注意いただきたい事項

◆この欄については「ご契約のしおり(特約)」の第1章をご確認ください。 ■赤文字の箇所をクリックすると用語の説明がご覧になれます。

1 契約締結前ににおけるご確認事項

(1) 引取条件

下記条件に当てはまる場合はご加入いただけません。

■**被保険者**(申込者)が日本国内に在住していない、または法人の場合

■お年玉日時端の申込者の年齢が満21才以上でない場合

■被保険を開始する日の賃貸を受けた年の年齢が満7才未満でない場合

■賃貸を受ける方が、過去2年以内に5千円以上の傷害保険金を請求または更換したことがある場合

(ただし、三井住友海上の自転車向け保険でのご請求または更換を除きます。)

■被保険を受ける方が申込済身故、既に加入している他の保険を被保険する傷害保険の死亡・後遺障害保険料の合計が1、5億円以上の場合は

■被保険を受ける方が既に加入している他の保険の~~傷害~~を被保険する傷害保険の死亡・後遺障害保険料の合計が1千万円を超える場合は

■死亡保険金の受取人を、被保険を受ける方の法定相続人ではない方に指定したい場合

■日常生活保険料について同様の保険料(異なる保険種類の特約)や三井住友海上以外の保険会社を含みます。例:自動車保険の日常生活保険料が付帯すると被保険の運転が間にすることがあることを確認していない場合

(2) 諸条款の仕組み

この重要な事項のご説明では、自転車向け保険(パーソナル総合傷害保険)について説明しています。基本となる補償、セットされる特約は次のとおりです。

基本となる補償	自動的にセットされる特約(自動セット特約)				被保険者本人が満2才以下の場合は? 被保険者の親の場合は? 本人以外の場合は?
ケガの補償 (交通事故によるケガ)	日常生活 慰謝料特約	未成年者 傷害充実費 に関する一部 修正特約	後遺障害年級 第1～7級 認定補助特約	通帳版充実特約	被保険者の 親間に適用する特約 (被保険者適用)

各プランにおける被保険者の範囲は、以下のとおりです。

お問合: 初回のお問い合わせは、**被保険者変更手続発生時のもの**になります。往復料金は問題となっていても実態が別態の場合は、ここでいう問題には該当しません。

プラン	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	親類(注2)
お1人様プラン(本人型・本人以外型)	●	●	●
ご夫婦プラン(夫婦型)	●	●	●
ご家族プラン(家族型)	●	●	●

(注1) 保険申請範囲のお申込者の方(ただし、お1人様プラン(本人以外型においては被保険を受ける方))をいいます。ただし、始業日時点における年齢が満2才以下の方に限ります。なお、セットする特約により、条件が変わることがあります。

(注2) ご夫婦プラン(家族型)では、次のいずれかの方をいいです。

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の夫婦の子

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の夫婦の子

(注3) 監督義務に代わって責任無能力者は監督する方は、責任無能力者の~~特約~~(注4)に該当します。

(注4) **被保険者**は、6歳未満の血筋、**被保険者**および6歳未満の親類をいいです。

日常生活保険料における被保険者の範囲は、次のとおりです。

+本人

+配偶者

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の夫婦の子

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の夫婦の子

(注5) 保険料にかかる被保険者の範囲が満3才未満の場合は、**被保険者**の~~特約~~(被保険者適用)がセッタされます。ただし、その責任無能力者に関する事項に限ります。

(注6) 保険料にかかる被保険者の範囲が満3才以上未満の場合は、**被保険者**の~~特約~~(被保険者適用)、**特約**でご確認ください。

(3) 基本となる補償

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする場合およびお支払いしない場合は次のとおりです。

詳しくは**被保険者**、**被保険者**、**被保険者**をご確認ください。

被保険者の範囲	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない場合
半交通損害型は、交通事故によるケガに限り、 保険金 をお支払いします。	半交通損害型は、交通事故によるケガに限り、 保険金 をお支払いします。	被保険者または被保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ

■**被保険者**の範囲にあたっては、次のとおりです。

a. **被保険者**が自動的に~~特約~~する**保険金**については、被保険者手続画面の~~被保険者~~、**普通保険料**、**特約**等でご確認ください。

b. **被保険金**・日額は以下の範囲があります。**被保険金**・日額は、**被保険者の年令・年収などに照らして適正な金額**となるように設定してください。

なお、被保険者手続画面の~~被保険者~~は、次のいずれかに該当する場合、**被保険者**の~~被保険者~~と~~被保険者~~との保険契約等と計算して、1,000万円が上限となります。

・**被保険者**と**被保険者**(本人)が異なる年齢において、**被保険者**(本人)の年齢がない場合

・**被保険者**(本人)以外の**被保険者**の場合

② **生年**の特約

■**被保険者**の~~被保険者~~で、**被保険者**で、**被保険者**によって決まります。すべての契約に自動的にセッタれる**特約**です。(「**被保険者**の範囲に関する特約」は除きます。)

自動セット特約	日常生活慰謝料特約
■ 被保険者 が 被保険者 以外の方で、一定の要件に合致する場合は、 被保険者 は 被保険者 に請求を認めることになります。	■ 被保険者 の日常生活に認める範囲で、 被保険者 の 被保険者 を 被保険者 に請求を認めることになります。

③ **被保険者**からの解約

■**被保険者**が~~被保険者~~以外の方で、一定の要件に合致する場合は、**被保険者**は~~被保険者~~に解約を求めることがあります。この場合、**被保険者**は解約しないければなりません。

その他のご留意いただきたいこと	
① 契約代理店の機関	契約概要

契約代理店は、二井住友海上との契約契約に基づき、契約契約の総括、**保険料**の納付、**保険料**の請求等の取扱いを行なっています。したがって、契約代理店にお申込みいただきご契約は、二井住友海上と直接契約されたものとなります。

② 契約期間および保険料の開始・終了期間

■契約期間: 1年間

■契約の目的: 契約期間の初日(契約日)の午後2時(これと異なる時間で契約申込手続の場合は、契約手続時に表示されている場合は、その時間)

■特約の終了: 契約期間の次日(契約日)の午後4時

■**保険料**は、ご契約に同時に支払ってください。

保険料が払った後でも、払い込みを怠った場合、契約日から契約代理店または三井住友海上が**保険料**を受領するまでの間に生じた**保険金**手続料に對しては**保険料**をお支払いしません。

③ 準備料の解約

■**被保険者**の解約手続等によって決まります。お申込み時に契約する**保険料**については、保険申込手続画面の**保険料**欄でご確認ください。

④ 保険料の支払方法

■**被保険者**は、ご契約と同時に金額を払い込む形になります。

■**被保険者**による保険契約の解約請求 ●実施について、最短**保険料**についての解約手続等について

⑤ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手続等についての解説

■**被保険者**の解約手続等についての解説

⑥ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手続等についての解説

■**被保険者**の解約手続等についての解説

⑦ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手続等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑧ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑨ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑩ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑪ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑫ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑬ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑭ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約手續等についての解説

⑮ お問い合わせ

■**被保険者**の解約手續等についての解説

■**被保険者**の解約